

令和5年1月12日  
令和4年度 第3回評議会

資料2-2

# 令和5年度 福井支部事業計画

令和5年度 事業計画（福井支部）

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> <li>・ 本部方針に基づき、受電体制を整備し、お客様満足度の向上を図る。</li> </ul>

**【困難度：高】**

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、内容点検の質的向上を図るとともに、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進し、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額  
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・返納金債権の早期回収に向けて、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。
- ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。
- ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

**【困難度：高】**

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

#### ⅰ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
- ・県、労働局と連携し、同意書未提出の事業所から同意書とデータを取得する。
- ・事業者健診にかかる同意書提出のあった事業所から着実にデータを取得する。
- ・協会主催の特定健診にかかる集団健診の回数を増やし、県内全域で実施する。
- ・地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施の機会を拡大することで、被扶養者の特定健診実施率の向上を図る。

#### 【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

#### ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 120,079人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 67.5%（実施見込者数： 81,053人）
- ・事業者健診データ 取得率 13.4%（取得見込者数： 16,090人）

#### ■ 被扶養者（実施対象者数： 26,946人）

- ・特定健康診査 実施率 29.8%（実施見込者数： 8,029人）

#### ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を67.5%以上とする

- ② 事業者健診データ取得率を 13.4%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 29.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・協会けんぽ本部が策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導を更に拡大させるとともに、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日及び後日訪問等による初回面談の実施をより一層推進する。
- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・被扶養者に対する特定保健指導については、利便性や利用価値の向上に努めて健診機関への委託による実施を推進する。
- ・特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた保健指導の評価を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数： 19,817人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 38.1%（実施見込者数： 7,551人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数： 754人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 22.5%（実施見込者数： 170人）
- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする



②被扶養者の特定保健指導の実施率を 22.5%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 福井県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に則り、都市医師会や他の保険者と連携して効果的に糖尿病等の重症化予防事業を推進する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 6,500人

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

iv) 喫煙者対策

- ・ 関係団体と連携し、喫煙者に対し講習会や広報物の提供等により、禁煙に向けた支援を行う。

v) 生活習慣病予防を目的とした定期的な歯科検診受診の啓発

- ・ 歯科医師会と連携し事業所訪問による出張歯科健診を実施する。
- ・ 「歯周病原菌酵素活性測定キット」による歯周病チェックと合わせた歯科講習会を実施し、歯周病予防の重要性と定期的な歯科受診の必要性を周知し行動変容を促す。
- ・ 糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病治療者に対して歯科検診の受診を通知により勧奨する。

vi) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標

準化を図る。また、事業所カルテを積極的に活用した健康づくり宣言勧奨を実施し、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。

- ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

#### ① 健康づくり宣言事業所の拡大

- ・「健康づくり宣言」の拡大を図るため、文書、電話及び訪問による勧奨を実施する。
- ・標準化された健康づくり宣言が行われていない事業所に対し、文書、電話及び訪問により健康づくり宣言の標準化を推進する。
- ・業態別の健康課題を分析した上で、業界団体と連携した健康経営の推進により、健康度の向上を目指す。
- ・経済団体や市町と連携して、健康経営の地域的な広がりを推進する。

#### ② 健康づくり宣言事業所の取り組み支援

- ・健診結果を見える化した「事業所カルテ」により、健診結果の経年変化を踏まえ、健康課題の改善に向けた今後の取り組み内容を事業所とともに検討する。
- ・生活習慣の見直しや健康リテラシー向上に資する各種講習会を、事業所訪問やWeb配信で実施する。また、健康課題に応じたポスターを配付する。
- ・歩数管理アプリを利用して、運動習慣の定着とコミュニケーション醸成を目的とした「事業所対抗ウォーキングラリー」を実施する。
- ・「健康経営優良法人」及び「ふくい健康づくり実践事業所」の認定に向け、各制度の評価項目に適合する取り組み実践を後押しする。

#### 【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を1,080事業所（※）以上とする

(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
- ・加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
- ・令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
- ・メルマガやホームページを充実させ、加入者の行動変容につながるタイムリーな健康情報を発信する。
- ・データ分析の結果に基づくプレスリリースにより、協会の事業を広く周知する。
- ・健康づくりへの関心が広く浸透するよう、新聞・テレビなどマスメディアを活用した広報を実施する。

■ KPI : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 68.9%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付や希望シールの配布を行う。
- ・福井支部の課題である使用率の低調な若年層にターゲットを絞った広報を実施する。
- ・新生児の親に向けて、健康リテラシー向上及び医療費適正化周知のため育児冊子を配付する。

<その他の取組>

- ・近畿厚生局福井事務所及び福井県保険者協議会と連携して見える化ツールを配付する等、全県的なジェネリック医薬品使用割合向上に向け取り組む。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。
- ・各指標における事業所の実績を掲載した「インセンティブレポート」を活用し、各指標向上に向けた事業所の取り組みを促す。
- ・健診及び特定保健指導の実施率が低い事業所を訪問し、事業所カルテやインセンティブレポートを活用した、健診及び特定保健指導の利用勧奨等を行う。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行

われる県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・ 地方社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

○ 調査研究の推進

・ 基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。  
・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を

	<p>確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1. 人材育成</p> <p>i) ジョブローテーション等による多角的な業務力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的業務力の広範囲な習得を図るため、若手職員のジョブローテーションを計画的に実施する。</li> <li>・ ジョブローテーションを通じて、これまでの業務内容を再点検するとともに、先入観のない新鮮な感覚で気づいた課題を業務改善につなげる。</li> <li>・ 関係職員へ適切に情報を周知するほか、担当業務の枠を超えて意見を出し合い、業務の連携を図りながら知識とスキルを習得する。</li> </ul> <p>ii) マネジメントによる能力向上</p>

- ・事業計画の各事業における個々の役割と責任を明確にしたうえで具体的な目標を設定する。
- ・管理者は、目標の進捗状況を管理し適切な助言を行い、自主性を育成しながら計画的・着実に事業を推進させる。

iii) 研修による知識の習得

- ・ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修を計画的に実施する。
- ・広報や文書における訴求力を高める表現方法を習得するほか、事業所訪問により実践で訴求力を向上させる。

2. コンプライアンス

- ・個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を定期的実施し、個人情報保護活動計画及びコンプライアンス推進計画に基づき着実に活動する。
- ・定期的な自主点検と月次の確認により、各種規程の遵守を徹底する。
- ・日常的なコミュニケーションを通じ、リスクの感知に努める。

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・関係業者へ公告内容を広く周知し、十分な公告期間や履行期間の設定により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え外部委託を進める。

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする